

## 令和5年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
1	R5.5.17	R5.7.3	入学式直前に実施した、式に初派遣（初参列）する全職員への説明会の本庁勤務以外（研修センター、支援センター、出張所等）の参加者の復命書					1										対象の公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都教職員研修センター
2	R5.5.17	R5.7.3	入学式直前に実施した、式に初派遣（初参列）する全職員への説明会の本庁勤務以外（研修センター、支援センター、出張所等）の参加者の復命書					1										対象の公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都東部学校経営支援センター
3	R5.5.9	R5.7.4	令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査票	27	1										1			・当該調査は文部科学省が実施している調査で、同省の方針に則り学校ごとの回答は公表しないことを前提としている情報であって、公にすることにより、同省からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため ・当該調査は文部科学省が実施している調査で、同省の方針に則り学校ごとの回答は公表しないことを前提としている情報であって、公にすることにより、学校からの信頼を不当に損なうことと認められ、今後調査を通じた実態の把握が困難になるなど、事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
4	R5.5.9	R5.7.4	令和4年度【3月】生徒在籍表	1	1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	都立武蔵野北高等学校
5	R5.5.9	R5.7.7	中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）音声データの提供について（通知）	20	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
6	R5.5.9	R5.7.7	・「覚書の締結について」起案原議 ・実施協定（令和4年度）に関する覚書 ・「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）音声データの提供について（通知）」起案原議	119	1								1	1	1			【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【経費の一部】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【具体的な業務の流れの一部】 ・当該情報は、事業者の事業活動を行うまでのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、事業者の処理能力が明らかになる等、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・当該情報は、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【担当の内線番号】 ・職員が業務で使用する内線番号は、公にすることにより、業務と関連のない電話が来る等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
7	R5.5.11	R5.7.10	令和5年度オンライン英会話 評価項目及び配点表（指定校及び推進校）	7	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

令和5年度 公文書開示（7月決定分）

令和5年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定期年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
16	R5.5.25	R5.7.10	文部科学省委託「主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査」へのご協力のお願い（教育委員会宛て）【令和元年度 文部科学省から都教委への依頼文】 主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査（様式1：高島高校回答）	20		1					1	1			1				【回答フォームのURL】 ・職員が業務で使用する回答フォームは、公にすることにより、業務と関連のない回答が送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【事業者の電話番号及びメールアドレス】 ・事務局（事業者）の電話番号及びメールアドレスについては、公表されておらず、公にすることにより、事業と関連のない電話をされる等、法人の事業活動が損なわれるため 【事業者の本調査担当者の個人名】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）であり個人の権利利益を害するおそれがあるため 【回答フォームのURL】 ・職員が業務で使用する回答フォームは、公にすることにより、業務と関連のない回答が送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【事業者の電話番号及びメールアドレス】 ・事務局（事業者）の電話番号及びメールアドレスについては、公表されておらず、公にすることにより、事業と関連のない電話をされる等、法人の事業活動が損なわれるため	教育庁指導部管理課
17	R5.6.28	R5.7.11	・令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	43	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
18	R5.5.13	R5.7.12	・令和4年度使用教科書一覧（都立学校分以外） ・令和5年度使用教科書一覧（都立学校分以外） ・令和4年度使用教科書一覧（都立学校分以外） ・令和5年度使用教科書一覧（都立学校分以外）	1671		1						1	1						【担当者指名】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）であり個人の権利利益を害するおそれがあるため 【私立学校分における、生徒予定数、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、教科書名、需要数（生徒用、教員用、計）】 ・上記の情報は、個々の学校の経営状況や教育内容に関するものであるため	教育庁指導部管理課
19	R5.7.4	R5.7.18	・R05使用補助教材一覧（中等前期） ・R05使用補助教材一覧（高校・中等後期）	551	1														教育庁指導部管理課	
20	R5.7.7	R5.7.19	●教人選第●●号開示を受けた特別免許状に関する公文書について、一連の手続きを行う以前に公募等の手続きを行った記録の一切の公文章。及び、公募を行わなかった場合は、その判断に関してディスカッション等の経過を記録した公文書の全部						1								本件特別免許状の申請を受けるに当たって公募等を行っておらず、また、その判断に関してディスカッション等を行っていないことから、当該公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁人事部選考課		

## 令和5年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
21	R5. 5. 23	R5. 7. 21	2022年6月16日以降、英語スピーキングテストの不受験者得点推定に関して都立高校に示したソフトウェアやプログラム				1			1	1			1				・当該情報は、公にすると、著作権法第18条1項に規定する著作権者の公表権を侵害することになるため（東京都情報公開条例第7条第1号） ・当該情報は、事業者の事業活動上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・当該情報は、著作権法上の「著作物」になり得るため、著作権者である事業者の許諾なく公にすることは、著作権者の権利利益を不当に侵害し東京都教育委員会に対する信頼を損ね、今後の事業運営に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、都立高等学校入学者選抜における採点に関する情報であり、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
22	R5. 7. 12	R5. 7. 21	令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）第1次選考 問題 ●小学校全科 ●小学校全科（英語コース） ●中・高共通 国語 ●中・高共通 地理歴史 ●中・高共通 公民 ●中・高共通 英語 ●小・中共通 中・高共通 音楽 ●小・中共通 中・高共通 美術 ●高等学校 工業	254	1														教育庁人事部試験課
23	R5. 5. 25	R5. 7. 24	・第12期中央教育審議会委員就任時のやり取りに関する公文書 ・中央教育審議会初等中等教育分科会（第141回）のやり取りに関する公文書	30		1					1			1			【公にされていない職員の姓】 ・当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため 【職員個人のメールアドレス】 ・当該情報は、公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【直通番号、内線番号、公用携帯番号】 ・当該情報は、職員が業務で使用する内線番号は、公にすることにより、業務と関連のない電話がくる等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁総務部総務課	
24	R5. 3. 29	R5. 7. 27	平成30年4月26日に收受した体罰に係る事故報告書外32件	396		1					1			1			・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため ・特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため ・当事者、関係者等からの報告や事情聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの報告や事情聴取等による適切な情報収集が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため ・開示が前提となると、事故に関して、区市町村教育委員会が自らの率直な意見を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁人事部職員課	
25	R5. 7. 20	R5. 7. 27	・都立柏江高等学校（5）外壁その他改修工事 ・都立国際高等学校（5）外壁その他改修工事 ・都立杉並工科高等学校（5）屋上防水その他改修工事 共通費算定書	9	1													教育庁都立学校教育部營繕課	
26	R5. 7. 19	R5. 7. 28	令和●年●月●日付「●教指管第●●号」の一部開示決定の基となった開示請求について、東京都情報公開条例第15条第1項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書					1								請求に係る文書は入手しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課		